

堺市スマートハウス化支援事業補助金交付要綱

令和5年6月23日制定

令和5年10月6日改正

1 補助金の名称

この補助金の名称は、堺市スマートハウス化支援事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

この補助金は、市内の戸建て住宅、集合住宅、地域会館（本市の補助金を受けて小学校区に整備された自治会活動の拠点施設をいう。以下同じ。）又は集会所（主として地域住民の集会に供せられる施設をいう。以下同じ。）に太陽光発電システム等を導入した場合に、要した費用の一部を補助することにより、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

4 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 戸建て住宅

一つの建物が1住宅であって、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条に定める区分所有権を有さない住宅（居宅として登記されている店舗、事業所等との併用住宅を含む。）

(2) 集合住宅

1棟の建物が、共用部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅

5 補助対象機器

補助対象機器は、別表第1のとおりとする。

6 補助対象者

補助対象者は、別表第2のとおりとする。

7 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費及び補助金の額は、別表第3のとおりとする。

8 交付の申請

補助金の交付の申請の手続は、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請をしようとする者は、補助対象機器の導入完了後に、堺市スマートハウス化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）その他の別表第4に掲げる必要書類を市長に提出しなければならない。
- (2) 交付の申請は、当該年度の6月23日から2月15日までの間に行わなければならない。ただし、補助金交付申請額の合計額が予算に達した日をもって受付を終了する。
- (3) 交付の申請は、持参又は本市に到達した日が確認できる書留等の郵送の方法により行うものとする。
- (4) 持参による交付の申請は、本市環境局カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課の窓口において、本市の休日（以下「休日」という。）を除き、午前9時から午後5時15分まで受け付けるものとする。
- (5) 本市に到達した日が確認できる書留等の郵送による交付の申請は、本市に到達した日をもって提出日（その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日）とする。
- (6) PPA事業により補助対象機器を導入する場合は、PPA事業者が共同申請者となり、共同で交付の申請をしなければならない。

9 手続代行者

前項に規定する補助金の交付の申請及び第12項に規定する補助金の交付の申請の取下げについては、これらの書類の提出等を第三者（以下「手続代行者」という。）に代行させることができる。

10 補助金の交付の条件

補助金の交付の申請に当たっては、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。

1 1 補助金の交付の決定及び額の確定

- (1) 市長は、受け付けた補助金の交付の申請について、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定及び額の確定をするものとする。
- (2) 市長は、補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、堺市スマートハウス化支援事業補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。ただし、P P A事業に係る申請の場合は共同申請者に通知し、他の申請者には写しを送付するものとする。
- (3) 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

1 2 補助金の交付の申請の取下げ

- (1) 補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた者は、前項第2号の規定による通知を受けた日から起算して30日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) 前号の取下げをしようとするときは、その旨を書面で申し出なければならない。
- (3) 市長は、前号の規定による取下げの申出を受理した場合は、当該申出に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

1 3 補助金の交付

- (1) 補助金は、第11項第1号の規定による補助金の額の確定後交付する。
- (2) 補助事業者は、補助金の額の確定について通知を受けたときは、速やかに堺市スマートハウス化支援事業補助金交付請求書（様式第5号）により補助金の交付の請求を市長に対して行わなければならない。
- (3) 前号の規定による請求の期限は、翌年度の4月7日（その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

1 4 協力

市長は、補助事業者に対し、補助事業の効果検証及び本市が取り組む温室効果ガス排出削減の推進に係る事項について協力を求めることができる。

1 5 財産の管理及び処分の制限

- (1) 補助事業者は、導入日から起算して6年間、補助対象機器の点検及び必要な整備を行うなど善良なる管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助対象機器を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、前号に規定する期間を経過した場合は、この限りではない。
- (3) 補助事業者は、第1号に規定する期間内に補助対象機器の処分を行う場合は、市長に対し、財産処分承認に係る申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、第1号に規定する期間を経過するまで、補助対象機器に関する書類を保管しなければならない。

1 6 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年度の予算に係る補助金（当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月6日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の堺市スマートハウス化支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金

については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この要綱による改正後の各要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

別表第1（第5項関係）

補助対象機器	要件
<p>太陽光発電システム （戸建て住宅の場合は6の組合せに限る。）</p>	<p>次の要件を全て満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電する装置であり、建築物の住居の用に供する部分（集合住宅にあつては共用部分を、地域会館又は集会所にあつてはその用に供する部分を含む。以下「住居部分」という。）に電力を供給するために導入されたものであること。 2 逆潮流有りで連系するものであること。ただし、発電した電力の全量を戸建て住宅の住居部分に供給する場合は、この限りではない。 3 発電量が確認できるモニター等が設置されていること。 4 次に掲げるいずれかの期日が前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 導入に係る支払の領収日 (2) 導入された住宅の引渡日 5 未使用品の導入であり、かつ、リース品でないこと。 6 戸建て住宅への導入にあつては、別表第1－2に掲げるいずれかの機器等との組合せにより導入されたものであること。ただし、P P A事業及び賃貸戸建て住宅の建物所有者による導入の場合は、当該組合せによらずに導入することができる。 7 戸建て住宅への導入にあつては、堺市Z E H支援事業補助金の交付を受けたものでないこと。
<p>燃料電池システム （集合住宅用に限る。）</p>	<p>次の要件を全て満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、L Pガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであり、集合住宅に電力及び熱を供給するために導入されたものであること。 2 一般社団法人燃料電池普及促進協会により指定機器システムに登録されているものであること。 3 停電時においても電力供給が可能な自立運転機能を有していること。 4 次に掲げるいずれかの期日が前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 導入に係る支払の領収日 (2) 導入された住宅の引渡日 5 未使用品の導入であり、かつ、リース品でないこと。

別表第1-2（別表第1関係）

戸建て住宅への太陽光発電システムの導入に係る組合せの対象機器等の要件。ただし、当該機器等は補助の対象とならない。

組合せに係る機器	要件
燃料電池システム	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであり、住居部分に電力及び熱を供給するために導入されたものであること。 2 一般社団法人燃料電池普及促進協会により指定機器システムに登録されているものであること。
蓄電システム	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 蓄電池及び電力変換装置（パワーコンディショナ等）で構成され、太陽光発電システム等により発電した電力を繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電力を供給するシステムであり、住居部分に電力を供給するために導入されたものであること。 2 システムを構成する蓄電容量が1kWh以上のものであること。
HEMS	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住居部分の電力使用量等に係る計測・蓄積等をするために導入されたものであること。 2 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。
電気自動車	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原動機付自転車、二輪自動車以外であって、自動車検査証の「燃料の種類」が「電気」又は「ガソリン・電気」であること。 2 自動車検査証の使用者の住所及び使用の本拠の位置が当該戸建て住宅の居住者の住所と同じであること。ただし、社用車等個人以外の使用に係る電気自動車は、組合せの対象とはならない。

（注）太陽光発電システムが戸建て住宅に導入された場合において、別表第1-2に掲げるいずれかの機器等が既に導入されているときは、それぞれに定める要件を全て満たす機器等又は同等の性能を有する機器等（電気自動車は要件として定めるとおりとする。）に限り、組合せの対象とすることができる。

別表第2（第6項関係）

補助対象者の要件

1 補助対象事業に応じた要件

補助対象事業		要件
補助対象機器	導入場所 (市内に限る。)	
太陽光発電システム	戸建て住宅 ただし、燃料電池システム・蓄電システム・HEMS・電気自動車のいずれかとの組合せに限る。	戸建て住宅の居住者等 ただし、PPA事業による太陽光発電システムの導入については、PPA事業者による申請とする。(注1)
	集合住宅	賃貸集合住宅の建物所有者（導入場所の管理・使用の権限等を有する者を含む。）
		分譲集合住宅の管理組合（導入場所の管理・使用の権限等を有する者を含む。）
	地域会館・集会所	地域会館・集会所に係る自治会等
燃料電池システム（集合住宅用に限る。）	集合住宅	集合住宅の居住者
		賃貸集合住宅の建物所有者（導入場所の管理・使用の権限等を有する者を含む。）

(注1) この要綱におけるPPA事業とは、発電事業者が需要家の敷地内に太陽光発電システムを発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電された電気を供給する契約等による事業をいう。また、居住者等には、賃貸戸建て住宅の建物所有者を含む。

2 本市の市税を滞納していないこと。

3 暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと（法人の場合は、同法第9条第21号ロに規定する役員がこれらに該当しないこと。）。

4 戸建て住宅に係る太陽光発電システムの申請（PPA事業者及び賃貸戸建て住宅の建物所有者による申請を除く。）については、さかいエコバンク（J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）実施要綱（平成25年4月17日制定。経済産業省、環境省、農林水産省）に基づき、二酸化炭素削減事業を行う任意団体）へ協力する意思があること。

5 戸建て住宅に係る太陽光発電システムのPPA事業者による申請については、次の全ての要件を満たすこと。

(1) 導入に要する費用を住宅の所有者が負担しないものであること。

(2) 住宅の所有者に対し、補助金の交付を申請すること及び補助金額相当分が住宅の所有者に還元されることが説明されたものであること。

6 同じ導入場所への同じ種類の補助対象機器の導入に係る補助金の申請は、することはできない。ただし、補助対象機器を一の補助事業として導入した場合は、当該申請をすることができる。

別表第3（第7項関係）

補助対象経費及び補助金の額

補助対象機器	補助対象経費	補助金の額	
太陽光発電システム	太陽光発電システムの導入に要する費用 (設置費用を含む。)	戸建て住宅	集合住宅及び 地域会館・集会所
		一律5万円	一律10万円
燃料電池システム (集合住宅用に限る。)	燃料電池システムの導入に要する費用 (設置費用を含む。)	一律3万円	

備考

- 1 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。
- 2 値引きがある場合は、値引き後の金額を補助対象経費とする。
- 3 別表第2第6項ただし書の規定により、一の補助事業として燃料電池システムを導入した場合の補助金の額は、1基当たりの額とする。

別表第4（第8項関係）

必要書類

区分	提出が必要な書類	備考
共通	堺市スマートハウス化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	
	補助対象事業の内容（様式第2号）	
	補助対象経費が分かるもの領収書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の記載がない場合は、別途内訳明細が分かる契約書類等の写しを提出 ・領収書は領収等証明書の写しで代用可能
太陽光発電システム （補助対象機器の場合）	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力会社との系統連系が分かる書類 2 パワーコンディショナの型番（型式その他）及び製造番号が分かる書類 3 太陽電池モジュールの設置枚数分の製造番号と発電出力が分かる書類 4 建物外観のカラー写真 5 太陽光パネルの設置が分かるカラー写真 6 モニター等発電量が確認できることが分かるカラー写真等 	1 発電した電力の全量を戸建て住宅の住居の用に供する部分に供給する場合は、そのことが分かるもの
燃料電池システム （補助対象機器の場合）	<ol style="list-style-type: none"> 1 保証書又は出荷証明書の写し 2 機器の設置が分かるカラー写真 	2 補助対象機器が、同一の集合住宅の全戸に標準仕様で導入されている場合で、事前に住宅供給事業者等から全戸分の補助対象機器に係る仕様及び導入状況を分かる書類の提出があった場合は、省略可能
戸建て住宅の組合せとする「燃料電池システム・蓄電システム・HEMS」	機器の設置が分かる書類	
戸建て住宅の組合せとする「電気自動車」	自動車車検証の写し	自動車検査証記録事項可。使用者の住所及び使用の本拠の位置が分かること。
法人格のないマンション管理組合等が申請する場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理組合の場合 現在の代表者として、選定されたことが分かる書類（総会議事録等） 	

	2 管理組合でない場合 導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類(管理者として選任されたことが分かる書類等)	
法人であるマンション管理会社等が申請する場合	1 導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類 2 役員情報届出書(様式第3号)	同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出
自治会等の代表者が申請する場合	会則、規約等の写し	
P P A事業者が申請する場合	この表の太陽光発電システムに係る提出書類のほか次に掲げる書類 1 電力販売に係る契約書の写し 2 補助金交付額相当分が住宅の所有者に還元されることが分かる書類 3 役員情報届出書(様式第3号)	3 同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出
住宅の引渡日が申請要件となる場合	住宅の引渡証明書等の写し	
居宅として登記されている店舗又は事業所等との併用住宅の場合	建物の登記事項証明書等	
その他市長が必要と認める書類		